

(電子メール施行)
砂第1295号の2
令和2年2月28日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県県土整備部土木局砂防課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

1 指定地区

太子町（姫路市またはたつの市にまたがる区域あり）

2 指定区域数及び公示日等

(1) 土砂災害警戒区域

- ① 新規指定 7箇所（急傾斜地の崩壊6箇所、土石流1箇所）
令和2年2月28日兵庫県告示第208号及び第209号
- ② 一部改正 13箇所（急傾斜地の崩壊13箇所）
令和2年2月28日兵庫県告示第220号

(2) 土砂災害特別警戒区域

- ① 新規指定 48箇所（急傾斜地の崩壊46箇所、土石流2箇所）
令和2年2月28日兵庫県告示第229号、第231号及び第232号

3 公示図面の相談窓口（関係土木事務所）

- (1) 西播磨県民局龍野土木事務所管理課（電話：0791-63-5207）
- (2) 中播磨県民センター姫路土木事務所管理第2課（電話：079-281-9460）

※(2)は姫路市にまたがる区域のみ

砂防課管理班 稲垣 電話 078-341-7711(代) 内線 4464
--